

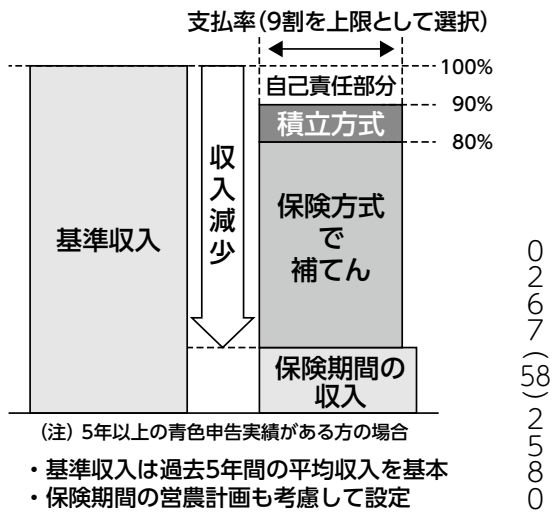
NOSAー長野からのお知らせ

収入保険はさまざまなリスクから農業経営を守ります！

青色申告をしている農業者が加入できます

収入保険のポイント

- ・全ての農産物を対象に自然災害や価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します。
- ・保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。
- ・基準収入が1,000万円の場合、初年は掛捨て保険料が10.8万円、積立金22.5万円、事務費が2.2万円です。
- ・保険期間開始前に加入申請を行います。
- ・保険期間の前年1年分の青色申告の実績があれば加入できます。



- 加入申込期限
- 個人 12月26日(金)
 - 法人 事業年度開始の前日まで
- 保険期間
- 個人 1月～12月
 - 法人 事業年度の1年間
- 問い合わせ先
- NOSAー長野 佐久支所
- 0267(58)2580
- ※保険金の受け取りがなければ保険料は安くなります。
- ※収入保険と野菜価格安定基金との同時利用はできません。
- また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施していますので、ご活用ください。

長野県最低賃金改正のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和7年10月3日から時間額1,061円に改正されました。

この機会にご確認ください。なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当および家族手当などは含まれません。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施していますので、ご活用ください。

- 問い合わせ先
- 「最低賃金」について
- 長野労働局
- 労働基準部賃金室
- 026(223)0555
- 「業務改善助成金」について
- 長野労働局
- 雇用環境・均等室
- 026(223)0560
- 「キャリアアップ助成金」について
- 長野労働局職業対策課
- 026(226)0866

マイナンバーカードの交付(受取)・電子証明書の更新手続きの休日開庁日の変更

広報やまゆり7月号でお知らせしました休日開庁について、12月の開庁日が変更になりました。

変更前 12月20日(土)

変更後 12月13日(土)

マイナンバーカードの交付(受取)・電子証明書の更新手続きの休日開庁の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

町民課住民係

(32)3114

労働保険に加入していますか

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇ったら、労働保険の成立手続を行う義務があります。手続を行っていない事業者の方は、速やかに小諸労働基準監督署(0267(22)1760)または、佐久公共職業安定所(0267(62)8609)へご相談ください。

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン



こども家庭庁では、「秋のこどもまんなか月間」の取り組みの一つとして、毎年11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

オレンジリボン運動は、こども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける全国的な啓発活動です。

- 「しつけと体罰の違いは？」
- しつけとは、こどもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為です。
- 体罰とは、こどもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらず行為(罰)です。
- 体罰等がこどもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- 【虐待とは】
- 身体的虐待
 - ・殴る、蹴る
 - ・激しく揺さぶる
 - ・戸外に締め出す など
 - 性的虐待
 - ・こどもへの性的行為
 - ・性的行為を見せる
 - ・ポルノグラフィティの被写体にする など
 - ネグレクト(保護の怠慢)
 - ・家に閉じ込める
 - ・ひどく不潔にする
 - ・自動車の中に放置する
 - ・重い病気になっても病院に連れて行かない
 - ・食事を与えない など
 - 心理的虐待
 - ・言葉による脅し
 - ・無視する
 - ・きょうだい間での差別的な扱い
 - ・こどもの前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティックバイオレンス)
 - ・きょうだいに虐待行為を行う など

【相談窓口】

- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189」
- 児童相談所相談専用ダイヤル 0120(189)783
- 佐久児童相談所 0267(67)3437
- 町民課こども家庭相談係 0267(31)0767

高等学校等通学応援金申請受付を開始します

高等学校等に就学する生徒の保護者の皆さまを対象に高等学校等通学応援金を支給します。

対象者 高等学校等(高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、通信制高校など)に就学する生徒の保護者で、町内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方。

※保護者の所得制限、対象者の年齢制限はありませんが、世帯員全員が町税等を滞納していないことが条件です。

支給額 生徒1人当たり 月額1,000円 (上限12,000円)

共生社会実現のための手話講座 受講者を募集

手話や聴覚障がいに対する理解を深めていただくため、共生社会実現のための手話講座「楽しく学ぼう手話(入門編)」を開催します。どなたでも参加できますので、ぜひお申し込みください。

日時 12月10日(水) 午後2時～4時

場所 エコールみよた

内容 ろう者の体験談を聞き、あいさつや簡単な日常会話に関する手話単語を学ぶ

受講料 無料

申込方法 12月8日(月)午後5時までに参加申込書をFAXまたはメールでご提出ください(電話での申し込みも可能)。

※参加申込書は保健福祉課(役場1階5番窓口)で配布しています。

申し込み・問い合わせ先 佐久保健福祉事務所 福祉課福祉第二係

0267(63)3143

FAX0267(63)3110

無料法律相談会を開催

申請締め切り 令和8年3月31日(火)

問い合わせ先 教育委員会学校教育係

(32)9100

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時 12月4日(木) 午後1時30分～3時30分

相談会場 役場2階相談室5(控室 役場2階会議室2)

申込時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日・祝日を除く)

申込締め切り 11月26日(水)

対象者 町内在住者

相談人数 4人(先着順)

相談時間 30分程度

その他 相談内容によつては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先 総務課行政係

(32)3111